一般事業主行動計画

株式会社江口技研

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2026 年 7 月 10 日 ～ 2029 年 7 月 9 日までの 3 年間

2. 計画内容

目標 1：計画期間内に、男性従業員の育児休業（出生時育児休業を含む）の取得者を 1 名以上とする。

実施時期	対策・取組内容
2026 年 7 月 10 日～	管理職および全従業員を対象に、男性も育児休業（産後パパ育休）を取得できる制度や、育児休業給付金・社会保険料免除などの制度概要について周知を行う（リーフレットの配布等）。
2026 年 7 月 10 日～	育休取得予定者の業務を代替する周囲の労働者の負担を軽減するため、業務の整理・引き継ぎ方法、代替業務の効率化や体制の見直しについて検討し、実施する。
2026 年 8 月～	対象従業員の育児休業（産後パパ育休）の開始・取得を支援する。

目標 2：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得と職場復帰（復帰率 100%）をサポートする。

実施時期	対策・取組内容
2026 年 7 月 10 日～	妊娠・出産等の申出があった従業員に対し、仕事と育児の両立に関する事前面談（初回面談）を速やかに実施する。
2026 年 7 月 10 日～	面談結果を基に、休業前の業務引き継ぎ計画、休業中の情報提供方法、復帰後の働き方の希望などを盛り込んだ「育休復帰支援プラン」を個別に作成し、引き継ぎを開始・完了させる。
2026 年 8 月～（休業中）	プランに基づき、休業中の従業員に対して定期的に会社の状況や職場の情報提供（社内報や資料の送付等）を継続して行う。
2027 年春以降（復職前）	復職に向けた面談を実施し、復職後の円滑な職場復帰および就業継続のためのサポート体制を整える。

目標 3：全社的な両立支援の土台作りのため、時間外労働を削減し、働きやすい職場環境を整備する。

実施時期	対策・取組内容
2026 年 9 月～	各部署において不要不急の業務の休止・廃止、作業手順の効率化、業務の複数担当者制（多能工化）の検討を開始する。
2026 年 10 月～	ノー残業デーの導入・実施、および社内アナウンス等による定時退社の意識啓発を行う。
2027 年 4 月～	年次有給休暇の取得状況を定期的に確認し、取得率が低い部署への有給取得促進（取得予定表の作成等）の取組を開始する。

3. 備考

・本行動計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画として作成する。

・策定後は、所定の様式により労働局へ策定届を提出し、社内周知および外部公表を行う。

策定日：2026 年 7 月 10 日

株式会社江口技研